

# 十日町市青年就農準備金のご案内

## 目的

十日町市において、幅広く、やる気のある新しい農業の担い手を確保するため、新規参入者の経営開始を支援します。

## 支援の対象者

次の各項目全てに該当する場合、支援の対象となります。

- (1) 新規就農者であること(新たに農業経営を始め、年間 150 日以上農業に従事している(する)こと)。
- (2) 農業への新規参入者であること(農家子弟で、親とは別の新しい経営部門を立ち上げる場合を含む)。
- (3) 農業経営を開始していること。
- (4) 実現可能な就農計画等があり、就農後7年間は農業に従事すること。
- (5) 就農後5年以内に農業収入240万円以上を確保することが見込まれること。
- (6) 事業実施年度において国の農業次世代人材投資資金事業(経営開始型)の重複受給がないこと。
- (7) 市内在住者であること(十日町市に住所登録していること)。

## 支援の内容及び支援の対象経費

補助率は対象経費総額とし、**上限は100万円**です。

補助対象経費は、農業機械・農地・農業資材・農機具格納庫等の取得費(賃貸含む)等の農業経営に必要な経費です。※すでに契約・購入したものは対象外です。

## 補助対象期間

経営開始後2年以内(1回限り)

## お問い合わせ(担当課)

～お気軽にご相談ください～